

介護保険でレンタルできるもの

福祉用具貸与の対象は以下の13品目で、要介護度に応じて異なります。

（「車いす・車いす付属品」「特殊寝台・特殊寝台付属品」「床ずれ防止用具」「体位変換器」「認知症老人徘徊感知器」「移動用リフト」）は、要支援1・2、要介護1の人は原則、対象となりません。）また、自動排泄処理装置は要支援1・2、要介護1・2・3の人は原則、対象となりません。

* 固定用スロープ、歩行器(歩行車を除く)、単点杖(松葉杖を除く)及び多点杖のみレンタルか購入を選択できます。



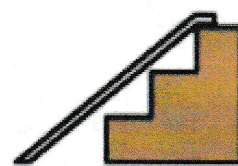
手すり（工事不要のもの）



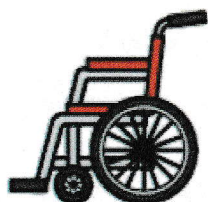
歩行器



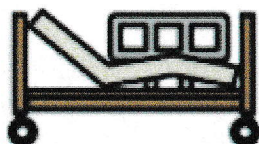
歩行補助杖
（多点杖など）



スロープ（工事を伴わないもの）



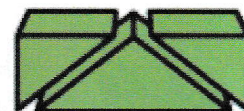
車いす・
車いす付属品



特殊寝台・
特殊寝台付属品



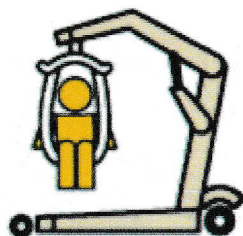
床ずれ防止用具



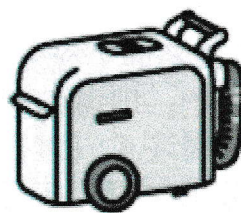
体位変換器



徘徊感知機器



移動用リフト



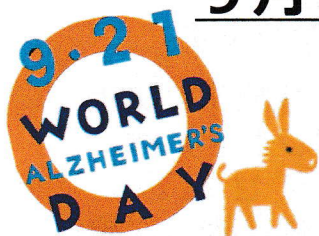
自動排泄処理
装置

状態によっては介護度にかかわらず例外的に利用できる場合があります。

詳しくは、地域包括支援センター野上または担当ケアマネジャーにお問い合わせ下さい。

認知症についてともに考えよう！

9月21日は世界アルツハイマーデー



共に生き
ともに歩もう
認知症



2024年1月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」において、国民の間に広く認知症についての関心と理解を深めるために、毎年9月21日を「認知症の日」、9月を「認知症月間」と定めています。



Q. アルツハイマーってなあに？



A. 脳の神経細胞の働きが悪くなり記憶や思考能力がゆっくりと低下する病気を、1906年にアルツハイマー博士が発見したことにちなみ「アルツハイマー病」と日本では呼ばれています。



Q. どうして9月21日が認知症の日なの？



A. 1994年「国際アルツハイマー病協会」(ADI)は、世界保健機関(WHO)と共同で毎年9月21日を「世界アルツハイマーデー」と制定し、この日を中心に認知症の啓発を実施しています。そして、9月を「アルツハイマー月間」としました。



Q. どんな催しがあったの？



A. 日本各地で認知症啓発に関する様々なイベントが開催されました。地域包括支援センター野上では9月20日に認知症カフェ※注1【オレンジカフェやまびこ】で認知症月間についてのお話をした後にサポーターキャラバンのマスコットキャラクターである「ロバ隊長のポーチ作り」をしました。



※注1 認知症カフェは、認知症の人とその家族や地域の認知症に関心のある人や専門職が、気軽に集まって語り合い、情報交換や活動をする自由な場です。



【認知症カフェ・認知症に関するお問い合わせ】
福山市地域包括支援センター野上
担当：福江

